

「介護サービス情報の公表」制度について

R8.9 更新

石川県長寿社会課 在宅サービスグループ

制度の趣旨

「介護サービス情報の公表」は、介護サービスの利用にあたり、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本意」、「利用者による選択（自己決定）」を実現するための仕組みとして、法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者が、自らの責任において介護サービス情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら主体的に介護サービス事業者を選択するための環境整備を行うものです。

介護サービス事業者は、実際に提供しているサービスの状況などを県に報告し、県はその内容をインターネットを用いて公表します。利用者やその家族、ケアマネジャーなどは、公表された情報を比較検討して事業者を選択することが可能となります。

【法的根拠】

介護サービス情報の公表については、『介護保険法第115条の35から44』において定められており、事業者が介護サービス情報を報告することの義務化、訪問調査、情報の公表などについて規定されています。事業者が虚偽の報告をした場合、または調査を受けず、もしくは調査の実施を妨げたときの、都道府県知事の是正措置、および当該事業者の指定または許可の取消についても規定されています。

介護サービス情報の構成

本制度で公表される介護サービス情報は大きく3つに分類されます。

■基本情報

サービス従事者の数や料金体系、居室の面積など、介護サービス事業所ごとの具体的な数値を記入するものや、個室の有無や業務委託の有無などの事実について記入するもの。

■運営情報

サービス提供の仕組み、職員教育の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する取り組みの状況に関するもの。

■任意報告情報

介護サービスの質及びサービスに従事する従業者に関する情報で、都道府県が定めるもの。

基本情報項目・運営情報項目は県長寿社会課 HP に掲載しております。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/jkouhyou/hp.html#tyousahyouyousiki>

なお、「介護サービス情報」の内容は固定化したものではなく、制度施行後においても、利用者のニーズをふまえながら、必要に応じて見直されることとなっています。

公表の対象となる介護サービス

① 対象となるサービスは石川県介護サービス情報の公表実施要綱別表 1 のとおりです。

②対象となる事業所又は施設

ア) 1 サービスにつき前年の介護報酬支払実績額（R7.1.1～R7.12.31の期間
※利用者負担分を含めた額。）が100万円を超える事業所

イ) 令和8年4月1日以降、介護サービスの提供を開始する新規指定事業所

③休止中の介護サービス事業所は対象外となりますが、再開する場合、前年の介護報酬支払実績額が100万円を超えていれば対象となります。

調査について

調査については、都道府県が定める指針に従い行うこととされています。

石川県では、「石川県介護サービス情報の公表実施要綱」に基づき調査を行います。

- ・新規指定から2年目の場合（介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の場合
は、当該金額が100万円を超えた最初の年の翌年度）
- ・調査の希望があった場合
- ・その他、知事が必要と認める場合 など

また、調査は、介護サービス情報のうち知事が必要と認める項目について行います。